

# 津市消防本部訓練時安全管理要綱

平成18年1月1日消防本部訓第19号

改正 令和6年3月29日消防本部訓第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、津市消防安全管理規程（平成18年津市消防本部訓令第9号）第21条の規定に基づき、訓練時の安全管理について必要な事項を定めることにより、消防吏員の安全管理に関する意識の向上を図り、訓練時の事故防止に資することを目的とする。

(所属長の責務)

第2条 所属長（消防本部にあつては各課長、消防署にあつては署長をいう。以下同じ）は、訓練時の安全管理の責任者として安全管理に関する教育及び指導を徹底するとともに、安全管理体制を整え、訓練時の事故防止を図るものとする。

(安全管理体制)

第3条 2以上の消防署が合同して実施する訓練のほか、消防長が別に定める訓練（以下「大規模訓練」という。）を実施する場合には、統括安全主任者を置くものとする。

2 大規模訓練以外の訓練（以下「通常訓練」という。）を実施する場合には、安全主任者及び所要の安全員を置くものとする。

(統括安全主任者の職務)

第4条 統括安全主任者は、消防司令以上の階級にある者をもって充てる。

2 統括安全主任者は、大規模訓練全体の安全管理に関する事務を統括掌理するとともに、安全主任者及び安全員を指揮監督する。

(安全主任者の職務)

第5条 安全主任者は、消防司令補以上の階級にある者をもって充てる。ただし、警防技術、安全管理に関する知識、体力等を総合的に判断し、所属長が適任と認める場合は、消防士長の階級にある者を充てることができるものとする。

2 安全主任者は、訓練全体の安全管理を統括し、安全員を指揮監督するとともに、次の各号に掲げる事務を掌理する。

- (1) 訓練計画における安全管理に関すること。
- (2) 訓練場所（施設を含む。）及び使用資器材の点検に関すること。
- (3) 訓練時の監視及び事故防止に関すること。
- (4) 訓練参加隊員の体調管理に関すること。
- (5) その他訓練の安全管理に関すること。

（安全員の職務）

第6条 安全員は、安全主任者の指示を受け、訓練時の安全管理に関する事務を補助する。

（訓練計画）

第7条 所属長は、訓練を実施するに当たり、訓練指揮者を指名して訓練計画を作成させるとともに、訓練内容及び安全管理について安全主任者と常に綿密な協議を行わせるものとする。

- 2 訓練指揮者は、訓練計画を作成するときは、安全管理体制表（第1号様式）を作成し、訓練計画に添付するものとする。

（訓練指揮者の職務等）

第8条 訓練指揮者は、必要に応じて事前に教育指導又は打ち合わせを行い、訓練成果の向上を図るとともに、訓練を実施する際は、訓練状況の把握に努め、規律ある活動及び安全管理を徹底し、迅速かつ確実な消防技術の習得に努めるものとする。

（訓練前の措置）

第9条 安全主任者及び訓練指揮者は、訓練実施前に安全点検表（別表）に基づき、点検を行い、異常が認められたときは必要な措置を講じ、所属長に報告しなければならない。

- 2 安全員及び訓練参加隊員は、体調管理表（第2号様式）に必要な事項を記載して、安全主任者及び訓練指揮者に提出するものとする。
- 3 安全主任者及び訓練指揮者は、体調管理表（第2号様式）に必要な事項を記載するとともに、安全員及び訓練参加隊員の体調管理表を確認し、訓練の実施に支障があると判断するときは必要な措置を講じ、所属長に報告しなければならない。

（訓練参加隊員の職務等）

第10条 訓練の目的を理解し、規律ある行動及び適正な部隊行動並びに必要な消防技術の習得に励むとともに、安全管理の基本が自己にあることを認識し、訓練参加隊員相互の安全を配慮し事故防止に努めるものとする。

(訓練前の措置)

第11条 安全主任者及び安全員は、訓練が安全に実施できるよう常に監視し、改善すべき事項を認めたときは、訓練指揮者に具申するものとする。

2 安全主任者及び安全員は、前項において公務災害発生等の急迫した危険があると認めたときは、訓練参加隊員に対して直接制止し訓練の中断又は中止等の必要な措置を講ずるものとする。

3 訓練参加隊員は、安全主任者及び安全員の安全管理上の指示に従わなければならない。

(事故発生時の措置)

第12条 安全主任者及び訓練指揮者は、訓練中に事故が発生したときは、当該事故の措置を最優先に行うとともに、その後の現場管理を徹底するものとし、当該訓練事故報告書(第3号様式)を速やかに消防長に提出するものとする。

(訓練終了時の検討)

第13条 所属長は、必要と認めたときは訓練参加隊員の出席又は意見を求め、事後検討を行うとともに、必要に応じて検討結果を各所属に周知するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この訓は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日消防本部訓第1号)

この訓は、令和6年4月1日から施行する。

## 別 表

## 安 全 点 検 表

## 1 訓練計画

区 分	点 検 事 項	確認
訓練項目	1 訓練目的を明確に示し、目的に合った訓練内容か。	
	2 訓練の実施時期又は時間に無理はないか。	
	3 服装、個人装備、資器材等が適しているか。	
	4 安全管理体制に不備はないか。	
	5 実施要領は具体性があり、安全管理上の不備はないか。	
	6 訓練内容が実施者の技量及び体力を超えていないか。	
	7 訓練中の状況変化に対応する準備をしているか。	
	8 実施者の能力向上が図れる計画であるか。	
	9 過去の訓練結果での安全に関する改善事項を反映しているか。	
	10 天候不良時の対応は計画しているか。	
訓練場所 施設	1 訓練場所、施設等は安全管理上、訓練に適しているか。	
	2 危険な箇所を把握し、安全配慮をしているか。	
	3 安全管理用の資器材に不備又は不足はないか。	
	4 安全員等の配置場所が確保できるか。	
	5 他の訓練、業務等と競合していないか。	

## 2 訓練前

区 分	点 検 事 項	確認
訓練場所 施設等	1 訓練場所は、支障にならないよう整理整頓又は清掃してあるか。	
	2 訓練に必要なスペースを確保しているか。	
	3 危険箇所の措置等に不備はないか。	
	4 地面、足場等の状況に転倒、転落等の危険はないか。	
	5 転倒、落下等のおそれのある物を除去したか。	
	6 訓練中の標示、立入禁止等の処置はしているか。	
	7 施設の構造に、損壊、劣化等の状態はないか。	
	8 確保に使用する工作物等の取付け状態は十分であるか。	
	9 訓練の標示等に不備はないか。	
個人装備 資器材	1 服装及び個人装備に不備はないか。	
	2 服装及び個人装備の着装状況は適正か。	
	3 個人装備及び使用資器材の使用前点検で不備はないか。	
	4 安全管理用の資器材に破損、機能低下等はないか。	
	5 安全管理用の資器材は仕様に合った使い方をしているか。	
体調管理	1 体調管理表は提出しているか。	
	2 健康状態（身体・精神）を確認したか。	
その他	1 訓練説明及び打ち合わせは十分か。	

(注) 確認した結果は、確認欄に良は○を、否は×を記入すること。



## 体 調 管 理 表

令和 年 月 日

所属 ( ) 階級 ( ) 氏名 ( )

項 目	内 容	状 態	備 考
体温	熱はないか	ある ・ ない	( . ) 度
睡眠	睡眠時間	時間	
疲労	疲労感はないか	ある ・ ない	
目の状態	目に異常はないか	ある ・ ない	
鼻の状態	鼻に異常はないか	ある ・ ない	
耳の状態	耳に異常はないか	ある ・ ない	
皮膚の状態	皮膚に異常はないか	ある ・ ない	
各関節の状態	各関節に異常はないか	ある ・ ない	
呼吸器の状態	呼吸器に異常はないか	ある ・ ない	
循環器の状態	循環器に異常はないか	ある ・ ない	
消化器の状態	消化器に異常はないか	ある ・ ない	
外傷	外傷はないか	ある ・ ない	
精神の状態	精神は安定しているか	している ・ していない	

- (注) 1 訓練当日の状態を項目ごとに『ある・ない』（精神の状態は『している・していない』）のどちらかに○で囲むこと。（睡眠は睡眠時間を記入）
- 2 体温は、必ず計測し、備考欄へ記入すること。
- 3 各項目の状態に異常がある場合は、詳細を備考欄へ記入すること。
- 4 上記項目以外で身体に異常がある場合は、申し出ること。

# 訓練事故報告書

令和 年 月 日

消 防 長 様

報告者 所属長  
職 名  
氏 名

発 生 日 時	年 月 日 ( )	時 分 頃
発 生 場 所		
事 故 者	所 属	
	階 級 ( 職 名 )	( )
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日 ( 歳 )
発 生 状 況		
発 生 要 因		
傷 病 名 ( 程 度 )	( )	
処 置 経 過		
訓 練 指 揮 者	所属・階級又は職名 ( 氏 名 )	
統括安全主任者	所属・階級又は職名 ( 氏 名 )	
安 全 主 任 者	所属・階級又は職名 ( 氏 名 )	